

地方分権一括法における検討の経緯 (国側からの審査申出等について)

地方分権推進委員会第4次勧告—分権型社会の創造—(抄)
(平成9年10月9日)

第3章 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み

II 国と地方公共団体との間の係争処理手続

1 国地方係争処理委員会における審査及び勧告等

(2) 審査の申出

③ 国の行政機関の長は、是正措置要求又は指示の相手方である地方公共団体の長等が、②の審査申出期間内に審査の申出をせず、かつ、是正措置要求又は指示に従わないときは、国地方係争処理委員会に対して、審査の申出をすることができる。

* 事前協議、合意(又は同意)、許認可等については、国は、地方公共団体が事前協議を経ず又は合意(若しくは同意)、許認可等を得ずに行った行為そのものについて審査の申出をするのではなく、これらの行為に対して国が是正措置要求又は指示をすることを前提として、当該是正措置要求又は指示に従わないことについて審査の申出を認めることとする。

2 裁判所における訴訟及び判決

(1) 訴訟の提起

① 地方公共団体の長等の訴訟の提起

(略)

② 国の行政機関の長の訴訟の提起

国の行政機関の長は、次のいずれかに該当するときは、是正措置要求又は指示の相手方である地方公共団体の長等を相手方として、当該是正措置要求又は指示に従わないことが違法であることの確認の訴えを提起することができる。

ア 是正措置要求又は指示の相手方である地方公共団体の長等が、当該是正措置要求又は指示について国地方係争処理委員会に審査の申出をした場合において、当該地方公共団体の長等が、①の出訴期間内に適法に出訴せず、かつ、当該是正措置要求又は指示に従わないとき

イ 是正措置要求又は指示の相手方である地方公共団体の長等が、当該是正措置要求又は指示の取消しの訴えを提起した場合において、請求を棄却する判決が確定したにもかかわらず、なお当該地方公共団体の長等が当該是正措置要求又は指示に従わないとき

ウ 国の行政機関の長が、是正措置要求又は指示の相手方である地方公共団体の長等が当該是正措置要求又は指示に従わないことについて国地方係争処理委員会に審査の申出をした場合において、次のいずれかに該当するとき

ア) 国地方係争処理委員会が所定の期間内に勧告又は通告を行わないとき

イ) 国地方係争処理委員会の勧告又は通告に不服があるとき

ウ) 国地方係争処理委員会の勧告を受けた地方公共団体の長等が所定の期間内に措置を講じないとき

エ) 国地方係争処理委員会の勧告を受けた地方公共団体の長等が講じた措置に不服があるとき

**機関委任事務制度の廃止後における地方公共団体の事務のあり方
及び一連の関連する制度のあり方についての大綱（抄）**
（平成9年12月24日 自治省）

第3章 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み

第2節 国と地方公共団体との間の係争処理手続

第32 国の行政機関の長による審査の申出及び訴訟の提起

国の関与のうち是正措置要求等又は指示等については、当該関与が取り消されない限りこれを受けて地方公共団体が措置を講じなければ違法であることを踏まえ、国地方係争処理委員会や裁判所が「当該関与に従わないことが違法であること」を確認しても当該関与の法律上の効力に影響があるわけではなく、法的な意味においては、必ずしも違法であることを確認するための手続を設ける必要性はないとも考えられる。

このような点を踏まえ、「国の行政機関の長による地方公共団体が関与に従わないことの違法確認の審査の申出及び訴訟の提起」については、今後法制的に整理するものとする。

地方分権推進計画（抄）
（平成10年5月29日閣議決定）

第2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

5 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み

地方公共団体に対する国の関与の適正の確保を担保するため、国と地方公共団体との間で係争が生じた場合に、行政内部において公平・中立な機関により処理し、さらには司法手続による解決を図ることとし、以下に示すような仕組みを設けるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 国地方係争処理委員会における審査及び勧告等

ア (略)

イ 地方公共団体の長等による審査の申出

ウ～カ (略)

(4) 裁判所における訴訟及び判決

ア 地方公共団体の長等による訴訟の提起

イ～エ (略)